



美濃加茂市政記者クラブ、可児記者クラブ 同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年6月28日(金) 岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
可茂県事務所	環境課	正村 弘毅	代表 0574-25-3111 (内線215) FAX 0574-25-3934

産業廃棄物収集運搬業者の法人役員にかかる個人情報に記載された 文書の紛失について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人の役員1名分の個人情報が記載された文書が所在不明となる事案が発生しました。

1 事案の概要

(1) 紛失した文書及び個人情報の内容

形態：法人役員の本籍地の市が発行した公文書 A4サイズ1枚
記載内容：法人役員1名の氏名、本籍、生年月日、破産の有無、犯歴

(2) 経緯

- 6月13日(木) 産業廃棄物収集運搬業変更届出書を受領（郵便で提出）
届出内容：許可事業者の役員変更
- 6月17日(月) 役員の本籍地の市に欠格要件を文書照会
- 6月26日(水) 電話にて市に回答状況を問合せたところ、回答文書は6月19日に郵送済みであることが判明
6月20日に可茂県事務所が受領していることを確認したが、事務所内での受け渡しの際、担当者不在の机の上に置かれた文書の所在が分からなくなっており、文書の紛失が判明
- 6月26日(水)
～27日(木) 可茂県事務所内を捜索するも発見に至らず。
- 6月28日(金) 当該法人役員へ謝罪及び説明

2 現在の状況について

今回の事案に起因するトラブル等は確認されていない。

3 今後の対応について

特定記録郵便物（個人情報関連文書）については、受け渡しの際に手渡しを徹底し、受領台帳に受取のサインをすることとする。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十四条

- 5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第七条

- 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者